

**公共交通機関の車両等に関する
移動等円滑化整備ガイドライン
バリアフリー整備ガイドライン 車両等編**

令和 7 年 9 月

国土交通省総合政策局共生社会政策課

(4)乗合タクシー

①シートレイアウト

○：標準的な整備内容

シート レイアウト

- ・最大 10 人（乗務員を含む）が同時に乗車できることとする。
- ・高齢者や障害者等が立ち座りがしやすいように、車内（運転席除く）に横向き座席を設置する。なお車椅子乗降時には後側の一部を跳ね上げとすること。また、横向きシートでは、立ち座りしやすいよう 2 席ごとに縦手すりを 1 本配置する。
- ・郊外において長距離輸送する路線等で用いる場合には、乗車性に鑑み、シートを前向きに配置してもよい。

◇：望ましい整備内容

シート レイアウト

- ・乗降ドア直後の座席について、立ち座りしやすいよう縦手すりを 1 本配置することが望ましい。

参考例

参考 4-3-16：シートレイアウトの事例



②乗降口	
移動等円滑化基準	
(乗降口) 第37条 乗降口の踏み段の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより踏み段を容易に識別できるものでなければならない。	
◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容	
乗降ステップ	・乗降口の踏み段（ステップ）の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差（輝度コントラスト*）が大きいことにより踏み段（ステップ）を容易に識別できるものとする。
○：標準的な整備内容	
乗降ステップ	・踏み段（ステップ）の奥行きは200mm以上とする。 ・補助ステップと通常ステップの2段を設け、ステップ高さの差を300mm以内とする。
◇：望ましい整備内容	
乗降ステップ	・踏み段（ステップ）の奥行きは300mm以上とすることが望ましい。

*：移動等円滑化基準では、「色の明度、色相又は彩度の差」であるが、コントラスト（視認性を得るための周囲との見えやすさの対比）確保のためのより有効な指標として「輝度コントラスト」の記述を行うこととした。

③乗降口の手すり	
○：標準的な整備内容	
乗降口の手すり	・乗降口の左右に高齢者、障害者等が両手でつかめる間隔で手すりを設ける。 また、横向きシートでは、立ち座りしやすいよう2席ごとに縦手すりを1本配置する。

④リフト	
○：標準的な整備内容	
リフト	・乗降口のうち1カ所は、リフト等の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備が備えられていること。 ・リフトは、使用できるリフト面（プラットフォーム）の広さが、全長1200mm以上、全幅750mm以上とする。 ・乗降時に車椅子の落下を防止する装置の設置または同等の対応をする。 ・リフトの誤作動を防止するための安全装置（サイドブレーキを引いていないとリフトが作動しない、リフトの昇降時に障害物検知により自動停止など）を設置する。
◇：望ましい整備内容	
リフト	・車内に車椅子固定場所前方に横の手すりを設置することが望ましい。 ・使用できるリフト面の全幅は800mm以上が望ましい。

⑤室内高さ	
○：標準的な整備内容	
室内高さ	・容易に移動できるように1500mm以上とする。

⑥運賃箱	
◇：望ましい整備内容	
運賃箱	・運賃箱を設置できるようなスペースを確保することが望ましい。

⑦室内色彩	
○：標準的な整備内容	
室内色彩	・手すり、注意箇所等は高齢者、障害者等にも分かりやすい配色とする。

⑧コミュニケーション設備	
移動等円滑化基準	
(意思疎通を図るための設備) 第42条 バス車両内には、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備えなければならない。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該バス車両内に表示するものとする。	
◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容	
コミュニケーション設備	・聴覚・言語障害者とのコミュニケーションの円滑化のために、筆談用具を備える。

⑨車椅子スペース	
○：標準的な整備内容	
車椅子スペースの設置	・車椅子のスペースを一つ以上設ける。
◇：望ましい整備内容	
車椅子スペースの設置	・車椅子のスペースを二つ以上設けることが望ましい。

⑩車椅子収納場所	
◇：望ましい整備内容	
車椅子収納スペース	・車椅子使用者が座席に移乗した場合のために、折りたたんだ車椅子の収納スペースを確保することが望ましい。

⑪自動ドア	
◇：望ましい整備内容	
自動ドア	・乗客の安全性確保のため、自動ドアの作動中にドアノブにふれると自動ドアが閉まる機能が解除されることが望ましい。

⑫降車ボタン等	
◇：望ましい整備内容	
降車ボタン等	・降車合図用ブザーを備え、床面 1200mm の高さで旅客の手近な位置に備えることが望ましい。 ・車椅子使用者の降車合図用のブザーを車椅子使用者が利用できる位置に備えること。なお、押しボタンは手の不自由な乗客でも使用できるものとする

⑬車内表示	
◇：望ましい整備内容	
文字による次停留所案内	・乗客が次停留所名等を容易に確認できるよう次停留所名を表示する装置を車内の見やすい位置に設置することが望ましい。

⑭車外表示	
◇：望ましい整備内容	
車外表示	・昼間夜間とも視認可能な行き先表示用車外表示装置を車両前面に設置することが望ましい。

⑮車内放送	
◇：望ましい整備内容	
次停留所等の案内放送	・視覚障害者等に配慮し、次停留所等の情報を音声で得られるようにすることが望ましい。 ・降車ボタンに反応し、停車することが分かるように音声流れるようにすることが望ましい。

⑯乗合タクシーマークの表示	
◇：望ましい整備内容	
乗合タクシーマークの表示による乗車案内	・①シートレイアウト、②乗降口、③乗降口の手すり、④リフト、⑤室内高さ、⑦室内色彩、⑧コミュニケーション設備、⑨車椅子スペースにおいて、◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容及び○：標準的な整備内容に適合する乗合タクシー車両については、以下のマークを外部より見やすいように表示することが望ましい。 